

平成 14 年 7 月 26 日

各都道府県
構造改革特区担当部局 御中

内閣官房構造改革特区推進室

構造改革特区に係る提案募集について（依頼）

政府においては、今般、6月25日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」を踏まえ、経済の活性化を進めていく施策の一環として、進展の遅い分野の規制改革を地域の自発性を最大限尊重する形で進めるため、「構造改革特区」の導入を図ることとしております。この「構造改革特区」を具体化するため、経済財政諮問会議や総合規制改革会議の中間とりまとめで示された基本方針を踏まえた形で、具体的な制度の設計を行っていくこととなりました。

つきましては、制度の具体的な検討に当たり、地方公共団体等における具体的な構造改革特区の提案を提出して頂くことと致しましたので、貴都道府県管内の市区町村に対して別紙依頼文等を送付頂き、ご提案をお寄せくださいますよう、よろしくお取り計らいください。また、貴都道府県におかれましても、具体的なご提案があれば併せてご提出頂きますよう、お願い致します。

平成 14 年 7 月 26 日

各地方公共団体
構造改革特区担当部局 御中

内閣官房構造改革特区推進室

構造改革特区に係る提案募集について（依頼）

政府においては、今般、6月25日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」を踏まえ、経済の活性化を進めていく施策の一環として、進展の遅い分野の規制改革を地域の自発性を最大限尊重する形で進めるため、「構造改革特区」の導入を図ることとしております。この「構造改革特区」を具体化するため、内閣官房構造改革特区推進室において、

国があらかじめモデルを示すのではなく地方公共団体等の提案が最大限活かされること

可能な限り幅広い規制（法律、政省令、通達等）を対象とすること

個別の事業は従来の規制に代わる適切な代替措置を講じること等により地方公共団体が責任を持って実施すること

国による従来型の財政措置を講じないこと

等の経済財政諮問会議や総合規制改革会議の中間とりまとめで示された基本方針を踏まえた形で、具体的な制度の設計を行っていくこととなりました。

つきましては、制度の具体的な検討に当たり、下記に基づき具体的な構造改革特区の提案をお寄せ下さいますよう、お願い致します。

なお、本提案は、制度設計に当たっての基礎的資料として
各地域の地域特性に応じて、どのような事業を構想しているのか。
当該事業の実施のためには、どのような規制の特例措置が必要となるのか。
また、その効果や影響はどのようなものか。
当該規制改革を実施する場合に、地方公共団体としてどのような代替措置
を設けるのか。

等の情報を収集することを目的として実施するものであり、新たな制度の施行
後の正式な申請や、実際にどの地域を特区にするのかということの判断とは直
接関係するものではないことを申し添えます。新たな制度や正式な申請方法等
につきましては、制度設計が具体化した段階で改めてご連絡させていただきます。

記

1. 対象 : すべての都道府県、市区町村等
2. 提出期限 : 平成 14 年 8 月 30 日(金) 12:00 必着
3. 提出様式 : 添付の様式のとおり
4. 記載要領 : 様式内に示す例示のとおり
5. 提出部数等 : 10 部及び電子媒体 (FD 又は MO(640MB 以下)) 1 式
6. 提出方法 : 郵送又は持参 (e-mail での提出はご遠慮ください。)
7. 提出先 : 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-23-7 虎ノ門 23ビル 6 階
内閣官房 構造改革特区推進室 あて
8. 留意事項 : 本件に関するお問い合わせについては、別資料「構造改
革特区に関する今後のお問い合わせ・ご相談への対応に
ついて」をご覧くださいよう、お願いいたします。

(問い合わせ先)

内閣官房 構造改革特区推進室

TEL) 03-5521-6613 又は 03-5521-6617

FAX) 03-3500-0560